

## 引き落とし（特別徴収）税額の計算例

- 収入が公的年金のみの方で平成21年度、22年度住民税額が次のような方の場合  
 平成21年度…住民税額、54,000円 平成22年度…住民税額、60,000円

◎平成21年度（住民税額54,000円）

	上半期			下半期		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	—	自分で納付（普通徴収）		公的年金から引き落とし （特別徴収）		
税額	—	14,000円	13,000円	9,000円	9,000円	9,000円

◎平成22年度（住民税額60,000円）

	上半期			下半期		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収方法	公的年金からの引き落とし （特別徴収）			公的年金から引き落とし （特別徴収）		
税額	9,000円 （仮徴収分）	9,000円 （仮徴収分）	9,000円 （仮徴収分）	11,000円 （本徴収分）	11,000円 （本徴収分）	11,000円 （本徴収分）

※上半期（4月、6月、8月）は前年度の2月の税額と同じだけ徴収することになります。（仮徴収）